

○佐賀県警察の広報に関する訓令

令和8年3月27日

警察本部訓令第6号

佐賀県警察の広報に関する訓令を次のように定める。

佐賀県警察の広報に関する訓令

佐賀県警察の広報に関する訓令(昭和50年佐賀県警察本部訓令第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、佐賀県警察における広報活動の適正かつ効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報活動の意義)

第2条 この訓令において広報活動とは、県民に対し警察の活動を知らせるとともに、事件・事故の防止その他の公益目的を達成するために行う情報発信活動をいい、その内容は次に掲げるものとする。

- (1) 広報 新聞、テレビ、ラジオ、ソーシャルメディア、出版物、催物等において個別に広報すること。
- (2) 報道発表 報道機関各社に対して一律に広報すること。
- (3) 取材対応 報道機関からの問い合わせや資料提供等に応じること。

(法令遵守)

第3条 広報活動に用いる文書、画像、映像等の素材については、関係法令を遵守し、肖像権、著作権等の第三者の権利を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(職員の心構え)

第4条 佐賀県警察職員(以下「職員」という。)は、警察活動に対する県民の理解と協力を得られるよう、あらゆる機会を活用した広報活動の推進に努めるものとする。

(総括広報責任者)

第5条 警察本部に広報活動の総括広報責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括広報責任者は、次の各号に掲げる事務を総括するものとする。

- (1) 広報活動の企画及び推進に関すること。
- (2) 広報活動の指導及び教養に関すること。
- (3) その他広報活動の事務に関すること。

(副総括広報責任者)

第6条 警察本部に広報活動の副総括広報責任者を置き、広報県民課長をもって充てる。

- 2 副総括広報責任者は、総括広報責任者を補佐するものとする。
- 3 副総括広報責任者は、広報業務担当者に対し、広報活動の指導及び教養を実施するものとする。

(広報責任者)

第7条 各所属に広報責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

- 2 広報責任者は、その所掌する事務について、効果的な広報活動の推進に努めるものとする。
- 3 広報責任者は、所属において保有し、又は管理する広報媒体について、適正な広報活動の推進に努めるものとする。

(広報業務担当者)

第8条 各所属に広報業務担当者を置き、警察本部の所属については、管理官又は次席（副所長、副隊長及び副校長を含む。）、警察署については、副署長をもって充てる。

- 2 広報業務担当者は、広報責任者の命を受け、所属において、広報活動の実施に関する企画及び連絡調整並びに職員の教養に当たるものとする。

(広報事項)

第9条 広報活動は、被疑者の検挙、事件・事故の防止、警察活動の状況、各種施策等に関する事項について行うものとする。

(内容の確認)

第10条 広報内容は、簡潔、明瞭な表現及び構成にするとともに、関係所属において事実関係を十分に確認するものとする。

(事件・事故に関する広報活動)

第11条 事件・事故に関する広報活動は、被害者、被疑者その他の関係する者の人権等に配慮するとともに、犯罪捜査をはじめとする警察活動に支障が生じることがないように、公表の時期、回数、内容等を総合的に勘案して行うものとする。

(適切な情報発信)

第12条 重大事件、災害その他社会的反響の大きい事案に関する広報活動は、必要に応じて関係機関等と連携の上、速やかに実施するものとする。

(本部長への報告)

第13条 前条に規定する広報活動を行う場合は、あらかじめ副総括広報責任者を通じて警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。ただし、緊急に対応する必要がある場合は、広報後、速やかに本部長に報告するものとする。

(報道発表及び取材対応)

第14条 報道発表及び取材対応について、広報責任者は、あらかじめ副総括広報責任者に報告の上、適切に対応するものとする。

(細目的事項の委任)

第15条 本訓令に定めるもののほか、広報活動の実施等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。